

2023年漁業センサス（漁業経営体調査）の概要

1 調査の目的

漁業の基本的生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備する。

2 調査の種類

調査の種類		調査方法
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省-県-市町-調査員
	海面漁業地域調査	
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 (一部の調査は民間事業者へ調査委託)
	内水面漁業地域調査	
流通加工調査	魚市場調査	
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	

3 調査期日

令和5年11月1日現在

4 調査対象

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った漁業経営体（世帯又は事業所）。ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

5 対象市町

海面に沿う13市町（広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、坂町、大崎上島町）

6 調査体系及び調査方法

(1) 客体把握（客体候補者名簿の作成） - 令和5年8月1日現在

農林水産省 ⇔ 県 ⇔ 市町 ⇔ 客体把握調査員 ⇔ 漁業協同組合等

(2) 実査（本調査） - 令和5年11月1日現在

農林水産省 ⇔ 県 ⇔ 市町 ⇔ 海面経営体調査員 ⇔ 漁業経営体

7 調査事項

- ・ 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況
- ・ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

8 根拠法令

- ・ 統計法（平成19年法律第53号）
- ・ 統計法施行令（平成20年政令第334号）
- ・ 漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）